

令和6年度  
補助対象が拡大！

# ごみ処理機設置事業者に 補助金を交付します

## 3つのメリット

廃棄  
コスト  
削減

CO<sub>2</sub>  
削減

衛生面  
の改善



## 最大200万円補助

### 対象者

- ①市内に事業所を有するもの
- ②当市に納付すべき市税の滞納がないもの

### 処理機 対象

生ごみやおむつ等の事業系一般廃棄物を、発酵、加熱、乾燥等の方法で分解することにより、減量・消滅・堆肥化することが可能なもので、減容率80%以上のもの（ディスポーザーを除く）

### 補助額

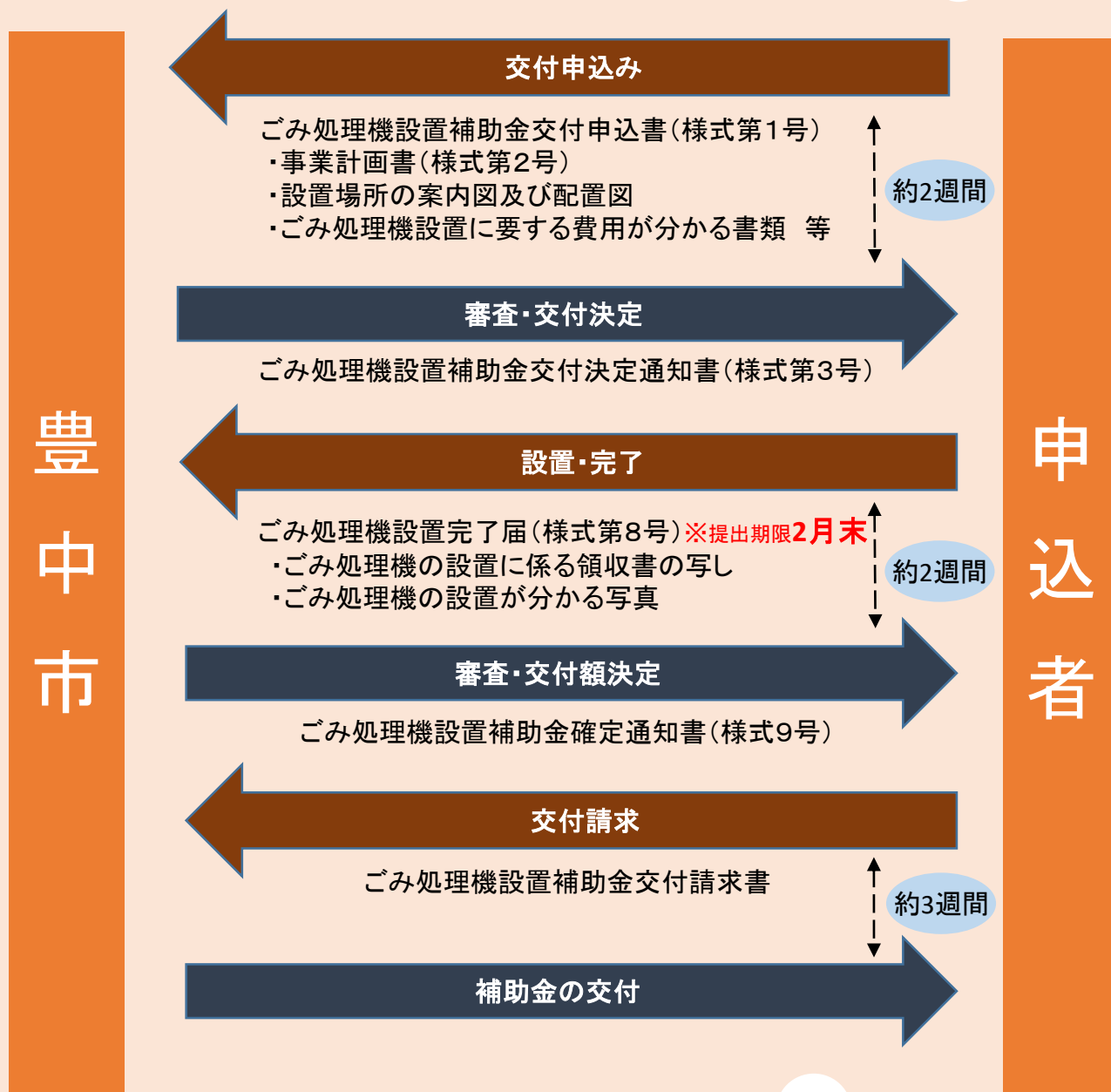
ごみ処理機本体の価格に設置費用を加えた額（消費税及び地方消費税を除く）に2分の1を乗じて得た額で、200万円を限度とする

問合せ 〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 豊中市環境部減量計画課  
☎06-6858-2279 ✉ genryou@city.toyonaka.osaka.jp



詳細は市ホームページを  
ご覧ください

# 交付手続の主な流れ



## 注意事項

- ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理し、設置した日から5年間は継続して使用してください。
- ごみ処理機を設置した年度から5年度間は利用状況報告書を提出してください。
- 虚偽の申請や規定に違反した場合、補助金の交付決定を取り消し、また、補助金が交付されているときは返還してもらう場合があります。